

伊勢原市公立保育所在り方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化する社会環境の中で、今後の公立保育所の在り方を検討するために設置する伊勢原市公立保育所在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌業務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 時代に即した保育所機能の検討に関すること。
- (2) 公立保育所の役割に関すること。
- (3) 民営化導入に関すること。
- (4) 幼保連携（認定こども園）に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員8名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年度の5回の検討委員会を経て、その後作成される報告書ができるまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって決める。

2 会長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、保健福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 学識経験者	3名	大学教授等（各所属団体からの推薦者）
2 福祉団体関係者	3名	公立保育園園長代表 公立保育園保育士代表 民間保育園園長代表
3 利用者代表	2名	公立保育園利用者